地区理事の支部活動に参加する場合の会務手当について、

R4.7.21

地区理事が、支部の集会、会議等に参加する場合、今後、次のとおり、協会事務局が、理事会出席に伴う会務手当と同様に、お支払いすることとします。

なお、これまでどおり、理事への出席等の依頼は、支部が行ってください。

また、看護学校入学・卒業式等、協会事務局から地区理事に出席を依頼する場合は、これまでどおり、協会事務局から出動依頼を行い、会務手当等をお支払いします。

お支払いの流れ

１　理事が、別紙の出張伺いを事務局にメールで送付してください。
（事務局からの出動依頼ではありません。）

２　事務局で内容を確認し、旅費を含む会務手当を計算します。
（源泉徴収をします。）

３　理事会等に事務局に来られる際に、準備してお支払いをします。